

## 企画提案募集要項

### 1 業務概要

- (1) 業務名称  
令和6年度広域周遊滞在促進事業
- (2) 業務内容  
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 事業主体  
勝浦町

### 2 趣旨

本要項は、勝浦町が、「令和6年度広域周遊滞在促進事業」の業務委託の相手方を選定するための企画提案公募の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 3 事業規模（予算）及び採択数

- (1) 履行期間  
契約締結日から令和7年3月21日まで
- (2) 想定事業規模（企画提案書の見積額上限）及び採択数  
事業規模：総額1,775千円（消費税及び地方消費税含む）  
採 択 数：予算の範囲内で1件を採択  
※積算には、役務費を含め事業実施に必要な全ての経費を含めることし、契約後に発生した必要経費については、受託者の負担とする。

#### ア 対象となる経費

事業実施に必要な経費として、人件費（管理費等経費の名称にかかわらず人の雇い入れに係る給与等（諸手当、社会保険料を含む。）、謝金、旅費等の経費。）及びこれに付随する人件費以外の業務経費（機器・物品のリース経費、原材料、各種事務用品用の調達経費、印刷物用の経費、会場等借料、通信運搬費等）。

※原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由がない限り購入は認めない。

#### イ 対象とならない経費

- ・ 機械・機器等の購入経費
- ・ 施設等の設置または改修に必要な経費
- ・ 土地・建物を取得するための経費
- ・ 国や地方公共団体等の補助金の委託等により、既に支弁されている経費
- ・ その他、事業との関連が認められない経費

#### 4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有することを条件とする。

- (1) 徳島県内に本社、本店又は支店等を置いている（※）こと。  
（※）「本社、本店又は支店等を置いている」とは、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実務的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。
- (2) 他の自治体において本業務と同等又はこれに類する業務の実績を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の3の規定に該当しない者
- (4) 物品の購入等の契約等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条及び第9条に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 補助金等に係る審査等（書類等の整備・保管、書類の提出や実地検査の受入れ）に協力すること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (8) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (9) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

#### 5 参加申込

- (1) 提出書類（各1部）（いずれも写し可）
    - ①誓約書（様式1）
    - ②参加申込書（様式2）
    - ③徳島県内自治体での類似案件の実施実績（任意様式）
    - ④事業者（会社、団体）概要（既存のパンフレット等でも可）
    - ⑤財務諸表（直近の決算書）
    - ⑥納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）
    - ⑦履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ※書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。

【⑥についての補足事項】

- ・ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）  
（法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3））【税務署で発行】
- ・ 事業税、都民税及び都府県民税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）  
（本社が徳島県内にある場合）
  - 徳島県の納税証明書【徳島県東部県税局、南部総合県民局、西部総合県民局で発行】
- （本社が徳島県外にある場合）
  - 各都道府県の納税証明書【各都道府県で発行】
- （本社から営業所等取引に係る権限を委任する場合）
  - 本社所在の都道府県の納税証明書と、委任先所在地の都道府県の納税証明書【各都道府県で発行】
- ・ 法人の勝浦町税の納税証明書
  - ※法人で勝浦町に納税義務がある場合  
（未納の税額がないことの証明）【町税務課で発行】
  - ※納税証明書は、申込書提出時の直前3ヶ月以内のもので原本を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中とする。

(3) 提出先

〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地  
勝浦町企画交流課 広域周遊滞在促進事業担当

(4) 参加資格要件の確認結果

令和6年5月10日（金）までに「参加資格審査結果通知書（様式3）」により、電子メールで通知する。また、資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができる期間は、5月10日（金）から13日（月）までとする。

## 6 企画提案書等の作成及び提出について

(1) 企画提案書（様式4）正本1部、副本5部

※事業の企画、運営は、委託者と受託者の綿密な協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、業務趣旨を理解した上で、「企画提案力」、「実施能力」を判断する。

(2) 見積書（任意様式）正本1部、副本5部

見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの

時間とする。

(4) 提出先

参加申込提出先に同じ

## 7 質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項について質問がある場合には、令和6年5月8日（水）午後5時までに質問票（様式5）に記入の上、電子メールにより企画交流課まで提出すること。なお、電話、口頭での質問は受け付けない。

また、原則として電子メールで回答する。

【提出先】

企画交流課 電子メール kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

## 8 企画提案書等を特定するための評価基準等

(1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する選定委員会が行う。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価（採点）は、選定委員会を開催し、企画提案書等によるプレゼンテーションを対面形式により行う。選定委員会の詳細は、提案者に別途、通知する。

(3) 評価基準及び評価（選定）方法について

次の評価基準に基づき、選定委員会により、企画提案書を評価・採点し、その結果の最も点数が高い参加者を受託候補者に選定する。

評価項目	評価の基準
業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
提案内容の実効性	提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。
業務遂行の確実性	堅実な運営体制が確立されており、事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。
予算の妥当性	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか。
類似業務の受託実績	関連業務にかかる業務実績及び本事業で必要な知見専門知識、ノウハウを有しているか。
独自性、アイデア	仕様書に示された内容やそれ以外において、本事業効果を高めるための独自の提案等が示されているか。

また、審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。評価結果に対する異議申立ては受理しない。

(5) 評価対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ① 4に記載する参加資格要件を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 2案以上の企画提案をした場合
- ④ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

## 9 契約に関する事項

- (1) 最も適切な企画提案書等を提出した者は、町長から、その旨の通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画提案力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

- (2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て勝浦町に帰属するものとする。

## 10 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書等提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本事項に関して勝浦町から受領した全ての資料は、企画交流課長の了承を得ないで公表、又は使用してはならない。